

朝倉の伝承と詠歌

—『十訓抄』一ノ二から三への話題展開の文学史的背景—

福島 尚

はじめに

『十訓抄』一ノ二（小学館『新編日本古典文学全集』本の説話番号による）では、第一篇の設定主題である「人の君となれるもの」（本文の引用は以下原則として小学館『新編日本古典文学全集』本による）の「人に恵みを施すべきこと」の例証、「民をわづらはさず、宮造りも儉約なるべきというよし」の例話として、天智天皇の朝倉木の丸殿の説話を引用する。そしてその例証としての機能は、「唐堯の宮に土の階をもちゐ、萱の軒を切らざりけるためしなり」と、中国古代の聖王堯の「民をわづらはさず、宮造りも儉約なるべき」「ためし」によって補強される。ところが、それ以降の話題展開は、当面の「人の君となれるもの」の「人に恵みを施すべきこと」という主題からは離れていく。

さて、木の丸殿には用心をし給ひければ、入来（コノ部

分、平仮名本ニハ「入りくる」ニ作ル。コノ部分ノ出典ノ

『奥義抄』トノ比較ニヨレバ、平仮名本ノ本文ニヨルベキカ）

人、必ず名のりをしけり。

として、

朝倉や木の丸殿にわがおれば 名のりをしつづ行くは誰が子
ぞ

という、伝天智天皇御製歌を引用し、それが、筑前国の風俗歌化して延喜の御代に宮廷の神楽歌となつたと述べたのち、神楽歌「朝倉」のうたい方の故実譚を記す。そして引き続き一ノ三では、「朝倉」の次に、これをしるす」として、讃岐に配流された崇徳院と数寄聖蓮妙（平仮名本ニハ「蓮如」ニ作ル。コノ部分ノ出典ノ「発心集」トノ比較ニヨレバ、平仮名本ノ本文ニヨルベキカ）

との朝倉木の丸殿の伝承を踏まえた和歌の贈答を引用している。この部分の諸話題の出典やそこからの話題形成・話題展開の解釈については、かつて拙稿「十訓抄—作品研究のための瀬ぶみ—」（『説話の講座』第五卷『説話集の世界—中世—』勉誠社・平成五年四月）において言及したことがある。詳しくはそちらを参照していただきたいが、そこで、私は、この部分の当面の設定主題からはなれた話題の展開を、王朝的制度・文化の復興の動向の見た後嵯峨院時代における、編者の読者に対する王朝的知識・教養（ここでは音楽・和歌にかかわる知識・教養）の啓蒙意識に支えられた「注釈」的記述だと解釈してみた。その段階では、漠然と『十訓抄』は後嵯峨院時代の京都で成立したものだと考えていたため、近來の浅見和彦氏による、『十訓抄』を鎌倉圏の文学、あるいは東国圏の文学として見直す必要があるとの提言によって、前記拙稿の「王朝的制度・文化の復興の動向の見た後嵯峨院時代における」という言い方は、今となつては再考の余地を残すと思われる。ただ、京都圏の文学と考えるにせよ、鎌倉圏の文学と考えるにせよ、なお私は、『十訓抄』を編者の読者に対する王朝的知識・教養の啓蒙意識に支えられた「注釈」的性格を持った作品として、その当代性に着目しながら読んでみようとする姿勢は保っていたいと考えている。

そうしたときに、前記拙稿で一ノ二から三への話題展開につい

て言及した際に不備であったと考えられるのは、一ノ三の出典たる『発心集』において「常に心を澄まして、世の濁りに染まぬを事とする」（『新潮日本古典集成』本による。以下同じ）教寄聖蓮如の「情深き心」を語る説話を、『十訓抄』において朝倉木の丸殿の伝承を踏まえた和歌の贈答を核とした説話に読み替えてまで、「朝倉」の次に「当該説話を記した理由を示すのに、単に、一ノ二の出典である『奥義抄』にある「さて、「とはぬになるる」とよむなり。これぞ本歌には侍める」（『日本歌学大系』本による）という記述をのみひいて、和歌詠作の場で「本歌」とされた伝天智天皇御製「朝倉」を上手に踏まえた贈答の実例を列めたのだろうと述べたことである。そのように推定するならば、当然『奥義抄』の記述の引用に止どまることなく、和歌の世界における伝天智天皇御製「朝倉」を踏まえた詠歌のありさまをたどっておくべきであった。本稿では、この反省の上に立つて、『十訓抄』の時代に至るまでの朝倉の伝承をふまえた詠歌の様相を記述し、前記拙稿の補稿としようとする。

一、伝天智天皇御製「朝倉」詠作説話

本節では、伝天智天皇御製「朝倉」詠作説話について、院政期鎌倉期の歌学書所載のものによって、その内容を通覧しておく。

この説話の詳細が文献の上で確認できる最古のものは、『俊頼髓脳』所載のものである。その本文を、所謂「顕昭本」完本に属する静嘉堂文庫蔵本（『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成』雄松堂書店のマイクロフィルムにより、同系の京都大学附属図書館蔵本の翻刻である『顕昭本俊頼髓脳（第一稿）』俊頼髓脳研究会編を参照）によって、次に引用する。なお、引用に当たっては、私に句読点・濁点を、また誤写と思われる部分には「（）」にくるんだ私注を付した。

あさくらや木のまろどのにわがをればなのりをしつ、
行はたがこぞ

此哥は、昔、天智天皇太子にておはしましたしけるととき、筑後〔筑前ノ誤カ。所謂「定家本」等、「筑前」ニ作ル〕国に、あさくらといふ所に、しのびてすみ給けり。其屋をことさらによくよる物のまろにつくりてをはしけるより、木のまろどのとはいひそめたりける也。世につ、ませ給事ありて、宮こにはえをはせで、さるはるかなるところにはしけるなり。さるつ、み給事あるゆへに、いりける人に必とはぬさきになのりをしりて起請をせられたりければ、必いで入ひとのなのりをしけるとぞいひ傳たる。此哥を本躰にして、木の丸どのになのりをしてよむ也。

『俊頼髓脳』では、この直後に、大斎院選子に仕候する女房の

もとに忍んで通つていた藤原惟規が、事が露見した時に、伝天智天皇御製「朝倉」による歌を状況に即してうまく詠んで難を逃れたという説話（同類話は『和歌童蒙抄』・『今昔物語集』巻二十四ノ五十七・『十訓抄』十ノ三十七などに所見）を載せるが、今は省略する。なお、この惟規の説話をも含めた『俊頼髓脳』所載の伝天智天皇御製「朝倉」詠作説話の伝承経路等については、鈴木徳男氏の『俊頼髓脳』の周辺（『国語国文』第六十四巻第一号・平成七年一月）に所説があり、拙稿も参考にさせていただいてる。

さらに、伝天智天皇御製「朝倉」詠作説話を、他の院政期鎌倉期の歌学書に求めると、次のような記述が見いだされる。掲出は、ほぼ成立順である。

○『綺語抄』（徳川美術館蔵本。『徳川黎明会叢書・和歌篇四』思文閣出版の影印により、私に句読点・濁点を付して翻字する。
〔一〕内は、引用者私注）

きのまろどの

筑前国にあるなり。ひとのおほしきことはいひ、あるはこたへなどするところ〔「ところ」一『日本歌学大系』本「こ、ろ」ニ作ル〕なり。きをまろにしてつくりたるなり。天智天皇（一字判読デキズ。次ニ約ニ字文ノ空白アリ）時親王。歌

云、

あさくらやきのまろどのにわがをればなのりをしつ、ゆくはたがござ

○『奥義抄』（『日本歌学大系』本。但し、「」を付し、句読点を改めるなど、私に若干の手を加える）

十 あさくらやきの丸殿に我をればなのりをしつ、ゆくはたが子ぞ

是は天智天皇の御歌也。よにつ、み給ふ事有りて、筑前国上座郡あさくらと云ふ所に、山中にくろきの屋をつくりておはしましけるを木のまろ殿といふ。まろきにてつくれるゆゑ也。用心をし給ひければ、いりくる人とはぬになのりをしつ、いりける也。さて「とはぬになのる」ともよむなり。これぞ本歌には待める。

○『和歌童叢抄』（尊経閣文庫蔵本。『原装影印版古辞書叢刊』雄松堂出版の影印により、私に句読点・濁点を付して、翻字する。〔〕内は、引用者私注）

アサクラヤキノマロドノニワガラレバナノリヲシツ、ユクハタガコゾ

昔、皇極天皇ノ百済ヲタスケムガタメニ、ツハモノヲヒキキテ、ツクシニミユキセシメヲハシマセリシトキ、天智天皇ミコト申シ時、マツリゴトヲ、サメテ、シタガヒヲハシマシテ、詠ゼシメ給御製也。アサクラトハ、筑前国ニアルトコロ

ナリ。キノマロドノトハ、マロキシテツクレルナリ。タビノ御ヤスマリニテ、ウチトケサセタマハザラムガユヘニ、イデル人ナノリヲシケリ。〔以下省略、大斎院選子に仕候する女房のもとに忍んで通っていた藤原惟規が、事が露見した時に、伝天智天皇御製「朝倉」による歌を状況に即してうまく詠んで難を逃れたという説話を記す。〕

○『和歌色葉』（京都大学文学部国語学国文学研究室蔵『色葉集』）により、私に句読点・濁点を付して、翻字する。難字は通行のものに改めた）

四十三 あさくらはきのまろどのにわがをれば名乗ヲしつ、ゆくはたがござ

是ハ天智天皇太子ノ御時ノ御歌也。世ニツ、ミ給フ事有テ、筑前国ニアサクラト云所ニ、クロキノヤヲツクリテヲワシケルヲ、木ノマロドノト云。マロナル木ニテツクレル故ナリ。用心ヲシ給ケレバ、イリクル人ハトハヌニナノリヲシツ、入ケルナリ。今ノヨ二本所ノ名對面ト申ハ、此習ナリ。

○『色葉和難集』（初稿本系の静嘉堂文庫蔵本。『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成』雄松堂書店のマイクロフィルムにより、私に句読点・濁点を付して、翻字する。〔〕内は、引用者私注。なお、引用部分は、再稿本系も静嘉堂文庫蔵本によるに同様）

アサクラ

アサクラヤ木ノ丸ドノニワガヤレバ名ノリヨシツ、ユ
クハタガ子ゾ

俊頼云、此歌ハ、昔、天智天皇ノ太子ニテヲハシマシケル
時、筑後〔筑前ノ誤カ〕国ニアサクラト云所ニ忍テ住タマヒ
ケリ。ソノヤヤコトサラ万ノ物ヲ丸ニツクリタリケレバ、木
ノ丸殿トハ云ケル也。世ニツ、マセ玉フ事アリテ、入クル人
ニ、カナラズトハヌサキニナノリヲシテコトアリケレバ、必
ズ名ノリケリ。

内容的に、いささかのヴァリエーションは認められるものの、
筑前国朝倉にある木の丸殿では、そこに出入りする者が必ず名乗
りをしたので、まだ皇太子であった（『奥義抄』のみ、そのこと
を明記しない）天智天皇が詠んだのが「あさくらや木のまろど
にわがをればなりのをしつ、行はたがこそ」という和歌である、
という内容においては基本的に共通している。そして、『俊頼髓
脳』や『奥義抄』によれば、この和歌とそれにまつわる説話を本
歌・本説として、和歌の中で「木の丸殿」とくれば、「なりの（な
のる）」とか「とはぬになのる」とか詠むのだということである。
なお、『綺語抄』には、それらとはちがって、「ひとのおほしきこ
とはいひ、あるはこたへなどするところ」「ところ」―『日本歌
学大系』本「こ、ろ」「二作ル」なり」と別種の説明がついている
が、今のところ私には、それが具体的にどういうことをいわんと

しているのか、判然としない。

さて、院政期鎌倉期の歌学書にはそのようにあるが、実際の詠
歌ではどのようなになっているのか。次節以降で検討してゆきた
い。検討の資料としては、『新編国歌大観』を主たる基礎資料と
した。

二、撰関期の「あさくら・木の丸殿」の和歌

伝天智天皇御製「朝倉」を本歌・本説とした詠歌が見いだされ
始めるのは、川村見生氏の所謂「撰関期」（川村氏『撰関期和歌
史の研究』三弥井書店・平成三年の言によれば、「撰関制とい
う政治体制が本格化した二〇世紀中葉以後へ中略」それは和歌史に
即して言えば、「後撰集」が成立して、「拾遺集」から「後拾遺集」
へと和歌が変容していく時期」ということとなる）である。

まず、見出されるのは、『後撰集』から『拾遺集』の時代にか
けて活躍した藤原実方と女との贈答歌である。これは『後拾遺
集』（一〇八一・一〇八二番）に採られて、次のようにある（実
方朝臣集にも所載。但し、そちらは諸異本の性格が必ずしも明ら
かではなく、当該歌の本文にも問題があるので、ひとまず『後拾
遺集』所載歌による）。

実方朝臣をんなのもとにまうできてかうしをならし侍け

るに、をんな心しらぬ人してあらくましげにとはせてければかへり侍にけり。つとめてをんなのつかはしける

よみ人しらず

あけぬよのこちながらにやみにしをあさくらといひしこゑはきききや

かへし

藤原実方朝臣

ひとりのみきのまろどのにあらませばなのでやみにかへらましやは

先に言及した『俊頼髓脳』の伝天智天皇御製「朝倉」詠作説話に引き続き記される、藤原惟規の詠歌も、この期のものである。前節と同様に、所謂「顕昭本」完本に属する静嘉堂文庫蔵本によつて、私に句読点・濁点等を、また誤写と思われる部分には校訂を加えて引用する。

大齋院と申ける齋院の「御時に」脱力、蔵人惟規、女房にも申さむとしてしのびて夜参りたりけるに、侍共みつけて、あやしがりて、「いかなるひとぞ」とひとたづねければ、かくれそめて候。たれともいはざりければ、御門をさしてとゞめたりければ、かたらふ女房、院に「かゝる事こそ侍れ」と申ければ、「哥讀ものところきけ。とくゆるしてやれ」と仰られければ、ゆるされてまかり出とて讀る哥、

かみがきは木の丸どのにあらねどもなのりをせぬは人と

がめけり

とよめりければ、大齋院聞食てあはれからせ給て「此木の丸殿といふことはしかじかき、し事なり」とて仰られて、「とくゆるしやれ」とさぶらひをめて仰られければ、いでにけり。女房にあひたりけるに、「此ことは、さぞと仰られつる」とかたりけるをき、て、「此事よみながら、とし比おほつかなかりつることをき、あきらめつる」とよろこびけるとぞ。「此齋院はむらかみの御むすめなれば、さだめてしろしめしたらんとぞ」のぶのり申ける。へ以下略

『拾遺集』時代において、当時世評の高かつた女流歌人、赤染衛門にも一首ある。およそ詠作年代順に配列された自伝的歌集とされる、流布本系の『赤染衛門集』により引用する。

きどのといふところにやどらむといふを、たれぞととひてとへばいはせし

なのりせば人しりぬべしなのらねばきのまろどのをいかですきまし

この歌は、夫匡衡と死別して寡婦となつた赤染衛門の匡衡関係の哀傷歌群のうち、初瀬詣の道中での歌の一首である。この歌は、『後拾遺集』にも採られていて、その詞書には、「はつせにまゐりはべりけるに、きどのといふところにやどらむとしはべりけるに、たれとしりてかといひければ、こたへすとよめる」とある。

また、『拾遺集』の歌人、藤原高遠が筑紫へ下る途上に詠んだ歌の中に、

きのまろどのといふやはつくしにありける

むかしよりのきのまろどのときこえしはすみつく人のなきななりけり

という、歌があり、同じく『拾遺集』時代の歌人である源道済が筑前国司として下る際に能因が詠み送った歌の内に（自撰本系『能因集』。詞書に「道済朝臣筑前になりてくだるに、詠二首送之寛和（寛弘ノ誤カ）四」とある）、

あさくらやきのまろどのにきみゆかばあやなんとせやわがこひをらん

という歌もある。

そして、やや時代が下る菅原孝標女の『更級日記』の、父と離別して再婚した継母が宮仕えをして未だに「上総大輔」という前夫孝標の旧官職にちなんだ呼び名を使っていることに抗議して、父の代作のかたちで歌を詠み送ったという、萬寿四年（一〇二七）ごろのことかとされる記事中に、

あさくらやいまは雲井にきくものを猶木のまろがなのりをやる

という歌が見え、また、『物語二百番歌合』（『後百番歌合』五十番・右）によれば、菅原孝標女の作といわれる散逸物語『朝倉』

では、「朝倉女君ノ相手ノ三位中将ガ、朝倉女君ヲ」みそめたまへりしころ、「朝倉女君ハ」わが心ながらうつし心もなきほどに、人のそしらむこともたどるまじうおほゆるを、「三位中将ガ」おほつかなきなむ心うき、なほなのりせよ」とのたまひければ「〔一〕内、引用者私注」という状況で、

なのるともきのまろどののくもなるあさくらまではたれかたづねむ

と女主人公の朝倉女君に歌を詠ませている。

右の諸例のうちの高遠集や能因集の例によって、すでに朝倉木の丸殿が筑前国の和歌名所として認知されていることがわかる。そして、ある女と実方との贈答歌・惟規の歌・赤染衛門の歌・『更級日記』の孝標女の歌・散逸物語『朝倉』の女君の歌、それらはいずれも、伝天智天皇御製「朝倉」を踏まえて「あさくら・木の丸殿」とくれば「なのり（なのる）」と詠んでいて、それは前節にみた院政期鎌倉期の歌学書の説くところと一致している。そのことを確認した上で、撰関期の詠作例を眺めた時に気付かれるのは、そのほとんどが私的贈答の歌だということである。ということは、伝天智天皇御製「朝倉」の「あさくら・木の丸殿」についての知識は、少なくとも歌の贈答に係わる当事者にとって、さらに拡げて彼等の所属する文化圏において、すでに日常的知識となっていたものと考えてよいかと考えられる。ただ、そう考えた

時に気になるのは、『俊頼髓脳』の惟規の歌に関する説話において、大齋院の「此木の丸殿といふことはしかじかき、し事なり」という木の丸殿説話についての解説を女房を通して聞いて、歌を詠んだ惟規自身が「此事よみながら、とし比おほかなかりつることをき、あきらめつる」といつていることである。この記述によれば、惟規自身は伝天智天皇御製「朝倉」を踏まえて「あさくら・木の丸殿」とくれば「なのり（なのる）」と詠むことは心得ていても、その本説についてはそれ程熟知はしていなかったこととなる。このような惟規的理解が、この時代においてどれほど一般化できるかはわからないが、そうした程度の理解は時代が下るにつれ一般的になっていったと考えてよいであろう。前引の院政期鎌倉期の歌学書が、伝天智天皇御製「朝倉」についての本説を解説していることこそ、そうした傾向が院政期には一般化していた証拠であると解釈できるように思うのである。

三、院政期の「あさくら・木の丸殿」の和歌

松野陽一氏による平安後期の和歌史に関するまとめ（『鳥帚一千載集時代和歌の研究』風間書房・平成七年、所収の「組題構成意識の確率と継承」の冒頭部）によれば、「平安朝の和歌の大勢が十一世紀を境にして生活抒情詩から創作詩へと転換してゆき

（中略）、院政期以降明確な姿をとるようになった「歌壇」という「場」でその傾向が本格化したという見方はほぼ定説化した和歌史的事実かと思われる。歌会・歌合は遊宴的行事に伴って催されていたものから独立して文芸本位のものとなり、詠作の大半はその歌会・歌合で作られるようになる。（中略）この変化の中で和歌は題詠化し、歌題の世界は拡大細分化し、題の本意が意識化されてゆくのである」ということである。そのような時代の趨勢の中で詠まれた故であろう、院政期の「あさくら・木の丸殿」の和歌も、その殆どが松野氏が右にいわれるような題詠の歌である。以下に題詠と思しき歌の作例を、通覧する。

管見の範囲内で、詠作時期が判明するもので最も古いと思われるものは、堀河天皇の外戚であった藤原師美の経営にかかる「高陽院七番歌合」（寛治八年（一〇九四））にみえる大江匡房の歌である。

ほととぎすくもゐはるかになればやあさくらやまのよそに

きくらん（郭公・一番・右・匡房・負）

源経信の判詞には、「（前略）右歌は、心ふかきうたとこそそみたまふれ、かみのくも、しものくも、もとのうたどもはべらんかし、もし、あさくらやきのまろどのにわがをればなのりをしつのと、といふことをよめるにやはべらん、しものくは、むかしみし人をぞいまはよそにきくあさくらやまのくもゐはるかに、といふうたに

やはべらん、さらば、あさくら山になのりをしたらんをとほく
りてきくとあらんは、かなひなんやは、このことのおほつかな
ければ、左のかちとやまうすべからん」とある。

同じ匡房の歌としては、家集『江帥集』夏の部に、「関白殿の
五番歌合」として載る前掲の歌の直後に、

あさくらやきのまろどのにおもへどもなのりてすぐるほとと
ぎすかな

の詠があり、題詠の歌かとも思われるが、詠作状況は明らかでは
ない。また、同家集に「かたらひたりける人に、わすれて（引用
者注「わすられて」カ」、女にかはりて」という詞書のかかると
思われる三首の歌の中に、

心ざしあさくらやまのまろどのはたづねぬ人もあらじとぞお
もふ

とあるが、詞書によれば、この女にかわる代作は、実際の贈答歌
のようで、題詠ではなさそうである。

題詠の作例に戻る。匡房も詠み手の一人である『堀河百首』に
は、盧橘の題で、源俊頼に、

たち花の木丸殿にかをる香はとはぬに名のる物にぞ有りけ
る

があり、俊頼と並び称される藤原基俊の家集には、

朝くらや木丸殿のあけがたに山ほととぎす名のりてぞゆく

（晩聞郭公）

我やどを木の丸殿とおもへばやなのりて過ぐる山ほととぎす

（郭公）

の二首が見いだせる。

崇徳院の命による『久安百首』（久安六年（一一五〇））の献進
予定者でありながら詠進完了までに没した藤原公行には、後に
『新勅撰和歌集』夏の部に「十首歌たてまつりける時」（出典・詠
作事情不明、あるいは『久安百首』のものか）として採られた、
さ夜ふかみ山ほととぎすなのりしてきのまろどのをいまぞす
ぐなる

があり、『久安百首』の作者で崇徳院歌壇の歌人である藤原教長
の家集には「讃岐院の位の御時の百首のなかに、よぶこどり」を
として

きくひともなきおくやまのよぶこどりきのまろどのになかば
なかなん

が、見いだせる。そして当の『久安百首』には、

なのらねど匂ひにしるし朝倉や木の丸どのにさける桜は（
春二十首・公能）

朝倉やとはぬになのるほととぎす木の丸どのの名をたかしと

や（夏十首・親隆）

の二首が見える。

一方、崇徳朝歌壇と同時期に、盛んに歌壇経営をおこなった、撰閲家の藤原忠通の家集にも、

わがやどはきのまろどのにあらねどもなのりてすぐるほととぎすかな（霍公鳥）

の詠が見いだせる。

さらに時代がくだった、「平家文化の時代」（『日本文学全史3 中世』学燈社・昭和五三年、における久保田淳氏の用語。氏によれば、それは「王朝最末期から中世初頭にかけての過渡期」で「やや詳しくいえば、保元元年（一一五六）の保元の乱以後、元暦二年（一一八五）の約三〇年間」をいう）あたりでは、賀茂重保が『月詣和歌集』（寿永元年（一一八二）一月成立）編纂のための資料として当代の歌人三十六人に賀茂社奉獻の百首和歌の提出をもとめた、所謂「寿永百首」の一つかともいわれる、祝部成仲の『成仲集』に「東山の歌合に、暁郭公をよめる」として、

ほととぎすあさくら山のあけほのにとふ人もなき名のりすらしも

の詠が見いだせる。それから、この時代から次の新古今時代まで活躍した小侍従の家集には、

あながちにとへばさてしもなかりけりきのまろどのにすまひせねども（初聞名恋）

や、隠し題の歌として「桜柳梅」を詠み込んだ、

あさくらやなき名なのらぬまる殿をさてやすぐさむめもたてずして

も見える。

これらの題詠の歌を、通覧して、気付かれるのは、小侍従の「初聞名恋」歌を除いては、そのほとんどが四季歌であり、中での多いのは、夏のほととぎすの歌であることである。それらほととぎすの歌の眼目は、ほととぎすが鳴くのを「なのる」と擬人化し、その「なのる」の縁で、伝天智天皇御製「朝倉」をふまえて「あさくら・木の丸殿」を詠み込むところにあるようである。ほととぎすが鳴くのを「なのる」と擬人化すること自体は、例えば、拾遺和歌集一〇七六番の大中臣輔親の歌、『後拾遺集』一八四番の備前典侍の歌などに見えることだが、そうした詠みぶりに伝天智天皇御製「朝倉」の故事を持ち込んだのが、匡房・基俊といった「堀河百首」にも出詠した歌人たちの手柄であったと思われる。『堀河百首』の「歌語の特色」として、橋本不美男・滝沢貞夫『校本堀河院御時百首和歌とその研究・本文研究篇』（笠間書院・昭和五一年）には、『俊頼髓脳』の「詠みのこしたる節もなく、つづけもらせる詞も見えず、いかにしてかは、末の世の人の、めづらしき様にもとりなすべき」という当時の詠歌の実態を述べた部分をとりあげて、俊頼の意図した「珍しきふし」とは、「詞に関していえば、伝統的な歌語の中に沈潜しこれまでに

見られなかつた韻律を醸成し、無限に広がる形象世界を構築する意へ中略）また一方では、従前にない特殊な語彙を歌に取り入れ、古歌に用いられた語をつなぎ合わせ組み合わせる事を具体的な内容としていたもの」と解釈している。そして、同書は、そうした詞に対する強い関心は、等しく院政期歌人の共通の関心事であつたと指摘している。そうした指摘を念頭においてみると、前掲の題詠の四季歌（その多くは、前述したように、夏のひとつきすの歌）として詠まれた「あさくら・木の丸殿」の歌は、「珍しきふし」を作り出すべく、前節所掲の撰関期の私的贈答歌の世界にあつた、「あさくら・木の丸殿・なのり」という素材を、題詠による芸術品としての和歌の四季歌の世界へと持ち込んできたものであると考えてよいであらう。先にみたように、『俊頼髓脳』をはじめとした院政期の歌学書において、伝天智天皇御製「朝倉」についての故事がしきりに記述されるのも、そうした和歌詠作のあり方と相い関連する現象であるように思われる。

それでは、この時期、「あさくら・木の丸殿」の歌は、完全に、題詠による芸術品としての和歌の世界の内部にのみあつたのかというと、そうともいえないようである。残された作例においては、以上に見たような題詠によるものが目を引いて多いが、その一方で、前掲の匡房の歌のような贈答歌もいくつか見いだせる。

時代的には、小侍従と同じく「平家文化の時代」から新古今時

代にかけて活躍した藤原実定の家集『林下集』に、次のような贈答歌が見いだせる。

あるところにまかりて名をかくしてはべりしかば、あし
たに人のもとより

わするなといひしはたれぞあさくらやきのまろどのにそらな
のりして

返し

いまよりもならでをみむあさくらや木のまろどのにひとた
づねけり

現実の贈答ではないが、『今とりかへばや』（笠間書院刊、友久武文・西本寮子校訂訳注『中世王朝物語全集』本による）のなかにも贈答歌が見られる。五節の日の中院の行幸の折りに、麗景殿の細殿の女から艶書を送られた権中納言は、その時は無視したが、全ての行事の終わった夜更けに、さすがに女のことを気の毒に思つて、女のもとを訪ねて、

逢ふ事はまだ遠山のすり目にも静心なく見ける誰なり
と詠み掛けると、ややあつて女は、

めづらしと見つる心はまがはねど何ならぬ身のなのりをばせ
じ

と答えたので、権中納言が返したのが、

なのらずは誰と知りてか朝倉やこの世のままも契り交さむ

という、伝天智天皇御製「朝倉」を踏まえた歌である。この例や匡房の歌や「林下集」の例をかれこれ併せ考えると、撰関期の詠作例と同様に、なお私的贈答の場においても「あさくら・木の丸殿」の歌は有効に機能していたように思われる。

四、鎌倉期の「あさくら・木の丸殿」の和歌

本節では、鎌倉期における「あさくら・木の丸殿」の和歌の詠まれようを見る。本期も院政期と同様に、題詠によるものが大勢を占める。以下に実例を見る。

文治六年（一一九〇）に九条兼実が娘の任子を後鳥羽天皇に入内させるに先立って、同五年に調進せられた入内屏風の屏風歌に、「五月 郭公 人家雲間郭公ある所」として、藤原実定が詠んだ歌に、

ほととぎす雲のうへよりかたらひてとはぬになのるあけほの
のそら

がある。この屏風歌は、藤原定家が初めて九条家の和歌行事に召されたことでも著名であるが、改元して建久元年となった翌年は、西行の円寂と藤原良経の主催する九条家歌壇の出發とでもって、新古今時代の実質的な開幕期であるといわれる。

新古今時代に相次いで催された定数歌・歌合にみられるもの

を、以下に列挙する。

『正治初度百首』には、

あさくらやきのまろどのにすむ月の光は名のるこちこそす
れ（秋二十首・後鳥羽院御製）

時しもあれ鳥ぞなれる朝くらやきのまろ殿をうたふ明ほの

（冬・源通親）

『正治後度百首』には、

なのあるなり雲あはるかに郭公あさくら山のたそかれの空（夏
・郭公・後鳥羽院御製）

『仙洞十人歌合』には、

ざりともとここにをまたむほととぎすきのまろどののたそか
れのこゑ（廿一番・郭公・左・前座主〔慈円〕・負）

判詞に、「左は、ちかき比少々きこえ侍る風情なれども、こ
れはつづきあしからずみえ侍り、又、未聞時鳥の歌はふるき
歌合には本意なきようにさた侍るにや」とある。

『石清水若宮歌合〔正治二年〕』には、

郭公たそかれ時をことなくてとはぬになのるあけほの空
（廿六番・郭公・左・允成・負）

源通親の判詞に、「左歌、とはぬになのるなどきこゆればき
のまろ殿などあるべきか見え侍るに、たそかればかりに思ひ
よせんこといかが」とある。

『千五百番歌合』には、

ほととぎすきのまろどののくもぬにてあさくら山をおもひい

でのこゑ (四百十番・左・公経)

あさくらやきのまろどのにたがとへば秋をもなのるをぎのう

はかぜ (五百三十三番・右・雅経・持)

良経の判に「人意計秋能識節 猶聞荻響忽称名」とある。

なお、藤原家隆の家集『壬二集』には、いつのものか判然とし

ないが、「大僧正四季百首・松」として、

まだきより秋とぞなのるたそかれにあさくら山よその松か

ぜ

がのる。

以上の『壬二集』の歌をのぞいた、詠作時期の明らかな新古今時代の作例をみるに、院政期に多くみられた夏ほととぎすの歌を基本として、その基本パターンをはずれて詠まれた(もつとも夏ほととぎす以外の歌は、院政期の『堀河百首』の俊頼の詠や『久安百首』の公能の詠や教長の家集の詠にもみえるが)、『正治初度百首』の二首の歌や『千五百番歌合』の雅経詠(『壬二集』の歌もそう)も存在している。基本パターンをはずれたものでは、他に、源実朝の和歌の相手であった関東武士宇都宮朝業の信生法師集にも、

風わたるきのまろどののをぎのはとはぬに秋をなのるなり

けり(菖)

が見える。

新古今時代には、題詠の四季歌の中に「あさくら・木の丸殿・なのる」という素材は、完全に定着している。そしてその定着した詠みぶりは、新古今時代の後の時代においても、鎌倉期を中心にして、次に掲げるような諸例に見られる。

『弘長百首』には、藤原為家の詠として、

里わかずなのるなれども郭公あさくら山のたそかれの空(

郭公)

がある。為家には他に、

尋ねばや木のまろどのの郭公むかしをしらばまづなのるやど
(文永二年四月十九日月次三首、『為家集』)

冬はけさきのまろどののあさ戸いでて時雨をなのるもみぢな
るらし(文永五年毎日一首中・初冬、『夫木和歌集』)

たそかれの空にたどればほととぎすなのるにしるさあさくら
の里(文永八年四月八日統五十首、『為家集』)

あさくらやたそかれ時をむかしよりなのりなれたるほととぎ
すかな(文永八年四月廿二日統百首、『為家集』)

の詠がある。

また、龜山院御集に載せられた『弘安百首』の

あさくらやきのまろどののゆふぐれにわがなのりするほとと

ぎすかな

藤原実経の家集の

なのりしてよぶかくすぎぬほととぎす人をゆるさぬあさくら

の関（関郭公）

『文保百首』の

尋ねばやきの丸殿のほととぎすまたぬになる習ひありやと

（夏十五首・藤原行房）

『新三井和歌集』の

風わたる萩の上葉になのりしてきの丸どのに秋は来にけり

（名所立秋・権律師長存）

『南朝五百番歌合』の

問ふ人もなきにやなのるほととぎすあさくら山の明けほのの

空（百三番・右・勝・関白）

やや、変わったものとしては、「なのりそ」（海草の一種）を詠

み込んだ、『新撰和歌六帖』の

いたづらに何か名のりそあさくらやきのまろどのにおひぬも

のゆゑ（藤原知家）

いたづらに浪にゆるる名のりそを木のまろどのにいかでう

ゑまし（藤原信実）

などもある。

ただ、室町期以降は、さすがに「あさくら・木の丸殿・なのる」

を素材とする歌は、下火になっていたようで、次に掲げるものが見いだされる程度である。

『前撰政家歌合（嘉吉三年）』

なのり行くきのまろ殿のほととぎすなれも昔や思出づらん

（二百四十四番・左・権少僧都宗我・負）

『拾塵集（大内政弘）』

かずならぬ名をばいかでかあさ倉や木の丸殿のむかしなりと

も（名所述懐）

以上、多数の題詠歌を見てきたが、一方の私的贈答の世界の「あさくら・木の丸殿」の歌は鎌倉期においてどうであったのか。管見の範囲内で見いだせたのは、『弁内侍日記』の一例のみである。次に、その部分を新編日本古典文学全集本により引用する。引用部分には、伝写の過程での本文の物理的損傷による欠損部分等が存在するが、新編日本古典文学全集本の頭注によって、欠文を

〔一〕で補い、不審部分を整理した。

水無月の頃、瓜〔を台盤所〕へ持ちて参るとて、打ち落し

て笑ふ声〔するを〕、「いづれの女孀ぞ」と御尋ね侍りに、

「これは誰ぞ何〔と名のれ〕る女孀ぞこは」と言ふに、由あ

りげもなきが思ひ入れず、「塩の小路と申し候」と言ひたり

し、いみじく下の句に聞えし、いとをかし。大納言典侍殿の

「誰といふぞ」と仰せらるるに、「すけよしこそかなふまじけれとまねびたりし女孀ぞ」など申してわ（らひたりしかば、
弁内侍）

名のらずは人やとがめむ音に聞く木の丸殿にあらぬものから

この日記は、藤原信実の女である弁内侍が、後嵯峨院政の下にある幼い後深草天皇に近侍して、自身が見聞した宮廷の公的行事と日常奉仕生活を記す。ここは建長四年六月の宮中での出来事。瓜を持参した女孀がそれを取り落として笑いこけていた。その女孀の名は何というとの御下問があった。そこで弁内侍が連歌の前めかして「これは誰ぞ何（と名のれ）る女孀ぞこは」と問うるともその道の心得がなさそうな者の「塩の小路と申し候」という何となしの返答が、期せずして付句のように聞こえた。それがおもしろかった。大納言典侍殿が「誰だと答えたのか」と弁内侍にお尋ねになったので、「（例のすけよし）が、この（すけよし）ともかなわないだろうと（いって）真似をしていた（程の面白い）女孀でした」などと答えて、笑って詠んだ。それがこの歌で、名をなのるところから（例によってではあるが）木の丸殿の故事を想起して詠んだ、場の状況にあわせた機知の歌である。この例は、鎌倉期における宮廷の日常的世界での「あさくら・木の丸殿」の和歌のまことに稀少なものではあるが、ハレの歌が和

歌史の中心である当代において、ケの歌が記録されることは少なからうから、軽視はできないだろう。私は、この例を、なお鎌倉期においても「あさくら・木の丸殿」の和歌が私的贈答歌の世界で命脈を保っていたことの一露頭であると解釈したいと考える。

五、再び『十訓抄』の伝天智天皇御製「朝倉」を踏まえた贈答について

以上に述べてきたところによれば、伝天智天皇御製「朝倉」を踏まえた「あさくら・木の丸殿」の歌の流れは次のようにいえるであろう。それは、まずは撰関期において私的贈答の世界のケの歌の中に現れていた、そしてその流れはそれ以降の院政期・鎌倉期においても確認することは可能である。その一方で、院政期に新傾向として現れてくるのは、和歌史の主流が題詠による芸術品としてのハレの歌となるのにもなつて、題詠の四季歌の世界に、新素材として伝天智天皇御製「朝倉」をふまえた「あさくら・木の丸殿・なのり」という用語が取り入れられたことである。そこでは、夏のほととぎすの歌で、ほととぎすが鳴くのを「なのる」と擬人化し、その「なのる」の縁で、伝天智天皇御製「朝倉」をふまえて「あさくら・木の丸殿」を詠み込むという基

本的な型を持つものが多いが、ほかに、盧橘の歌・呼子鳥の歌・春の歌などのような夏のほととぎす以外のものを詠むヴァリエーションもある。この詠み方は、院政期を経て新古今時代以降題詠の世界で定着し、「あさくら・木の丸殿」の歌の主流となった観がある。しかし、題詠のハレの歌の世界でも、また私的なケの歌の世界でも、「あさくら・木の丸殿」の歌が見られるのは鎌倉期あたりまでで、その後はあまり詠作例を見いだせなくなるようである。

そうした「あさくら・木の丸殿」の歌の詠作の流れが文学史的背景としてあったとして、鎌倉中期、建長四年神無月半ばの頃に成立した『十訓抄』の一ノ二から三への話題展開において、「人に恵みを施すべきこと」の例証、「民をわづらはさず、宮造りも儉約なるべきことよろし」の例話として、天智天皇の朝倉木の丸殿の説話を引用した後、それに関連して伝天智天皇御製「朝倉」を引き、「朝倉」の次に、これをしるす」として、讃岐に配流された崇徳院と数寄聖蓮妙（「蓮如」とある本文によるべきか）との朝倉木の丸殿の伝承を踏まえた和歌の贈答が引用されていることと意図を、どう解釈すればよいだろうか。かつて述べたように、和歌詠作の場で「本歌」とされていた伝天智天皇御製「朝倉」を上手に踏まえた詠歌の実例を示したと解釈するにしても、題詠歌が主流をなしていた当代において、題詠の歌を引かずにことさ

ら贈答歌の例を引いたのにはやはり何らかの意図があるのでないだろうか。そう考えたときに参考となるのは、先に言及した、『弁内侍日記』の建長四年六月の記事である。『十訓抄』が成立したのと同時期において、「あさくら・木の丸殿」の歌がその場になかった機知の歌として詠まれる、ケの歌の場がなお存在したのである。『弁内侍日記』の場合は、幼帝後深草の内裏であるが、そこは『十訓抄』の庶幾する王朝的才芸が実用性を持つような場の一つと解釈してよいだろう。そして、そこに限らずとも、王朝復興の機運を持つ後嵯峨院時代の京都、あるいは王朝的文化が移植された当代の鎌倉において、故事を踏まえその場になかった歌の贈答をなすことが実用性を持つような場がなお存在したと思うのである。そうした場での振舞の「心をつくる便」として、崇徳院と数寄聖蓮妙（「蓮如」とある本文によるべきか）との朝倉木の丸殿の伝承を踏まえた和歌の贈答が意識されて、朝倉の次でこれがしるされたのではないかと今私は考えている。

（ふくしま・ひさし 本学助教）